明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（二六四）　一
〔省　令〕
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（外務七）　二

本号で公布された法令のあらまし

◇**在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令**（政令第二六四号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、令和四年八月一日から施行することとした。

政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十四号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち一　大使館の表アジアの項中「

スリランカ	509,800	491,800	464,900	420,100	375,300	330,400	294,600	276,600	258,700
」を「	240,800	401,900	360,400	318,900	285,700	269,100	252,500	236,000	」に、「
スリランカ	530,000	510,000	484,900	468,300	443,400	356,100	333,400	310,600	287,800	」を「
ラオス	690,000	670,000	629,500	606,700	572,600	515,600	458,700	401,700	283,400	」に改め、同表中南米の項中「
ハイチ	560,000	540,000	520,000	500,000	480,000	460,000	440,000	420,000	400,000	」に改め、同表中南米の項中「
ハイチ	940,000	920,000	869,500	843,900	805,600	741,600	677,700	613,700	562,500	537,000	511,400	485,800	」